

「四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例」学習冊子

考^くえ^えて^てみ^みよう^{よう}!

みんなの

「子どもの権利」



この冊子では、「四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例」の中身を見ながら、代表的な子どもの権利をしょうかい紹介していきます。みなさんが子どもの権利について学んだり、周りの人や友達といっしょ一緒に考えたりするきっかけになればうれしく思います。

もくじ

- ・「四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例」とは 1
- ・「権利」ってどんなこと? 2
- ・みんなの役割 5
- ・参加する権利 6
- ・生きる権利 8
- ・守られる権利 10
- ・育つ権利 13
- ・子どもの相談窓口 15



「四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例」とは

全国では、いじめや虐待^{ぎやくたい}、事故や事件など、子どもが辛い思いをする出来事が多く起きています。また、経済的な理由で十分な生活ができなかったり、夢をあきらめたりする子どももいます。しかし、すべての子どもは健康で自分らしく、差別されることなく、周りの人たちに見守られ、大切にされながら成長していく権利があります。

四街道市は、「子どもの権利」を守るために、令和2年に「四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例」をつくりました。この条例は、子どもに関わる人たちが市が、子どもが健やかに成長していくためには何が大切なのかを考え、行動するための約束事です。

四街道市は、みんなで子どもの成長を見守り、みんなが笑顔になれるまちを目指します。

「四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例」

インターネットで

四街道市 子ども条例

検索



※この条例で「子ども」とは、18歳未満^{さい}(高校生は含む^{ふく})の人のことを言います。

「権利」ってどんなこと？

そもそも、「権利」ってなに？どうして守るの？

「権利」とは、「ひとりの人間として自分らしく生きるために認められているもの」のことです。

世界中のすべての人は、生まれたときから権利を持っています。

一人ひとり^{ちが}違いはあっても、みんなが大切にかけがえのない存在であり、それぞれの個性や気持ち、行動は尊重されるべきものです。「自分らしく」「ありのまま」生きるために、権利を守ることは大切なことなのです。



〇〇して
良いこと

〇〇しないで
良いこと

〇〇
されないこと

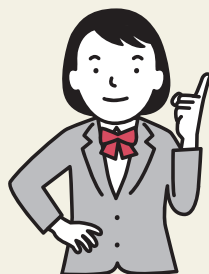


子どもも、
ひとりの人間として
権利を持つ
「権利の保有者」です

しかし、子どもは「弱くておとなから守られる存在」と考えられていたため、おとなにすべてを決められてしまうなど、昔はその権利が守られないことが多くありました。

そこで、世界中のすべての子どもたちが「権利の保有者」と認識され、安心して自由に生きていけるようになることを願って、「子どもの権利」として特別に決めて、世界中のみんなで守っていかうという流れができました。

そして、国際連合で多くの国が話し合い、1989年に「児童の権利に関する条約」（「子どもの権利条約」とも言います。）がつくられました。日本は、1994年にこの条約を^{いっしょ}一緒に守ることを決めました。



「子どもの権利」の4原則

「子どもの権利条約」には、4つの原則があります。いろいろな子どもの権利を考えるときの基本となるものです。

命を守られて成長できること



すべての子どもの命が守られ、生まれ持った能力を十分に伸ばして成長できるように支援を受けることができます。

子どもにとって最も良いこと

子どもに関することをするとき、「その子どもにとって最も良いことは何か」を一番に考えます。



意見を伝え、参加できること



自由に意見を伝えることができ、おとなはその意見をきちんと受け止め、大切にします。

差別のないこと

すべての子どもは、自分や親の人種、国籍、性別、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、すべての権利が守られます。



参考WEBサイト

公益財団法人日本ユニセフ協会

「子どもの権利条約 子ども向け学習サイト」



自分の権利について
しっかり考えよう!



人権教室

四街道市では、児童生徒がいじめなどの人権問題について考える機会を作ることによって、相手の気持ちを考え、思いやりの心を育てることの必要性和重要性について、理解を一層深めてもらうことを目的とした啓発活動として、人権教室を実施しています。

法務大臣から委嘱された四街道市在住の人権擁護委員が市内小・中学校を訪問し、DVDなどの教材を活用して、ワークショップ形式で授業を行います。

※「人権」とは、「人間が持つ権利」と同じ意味です。

※「委嘱」とは、外部の人に特定の仕事を任せることを言います。

※「人権擁護委員」とは、地域住民からの人権についての相談を受けたり、人権を守るためのお手伝いをしたりする人のことです。

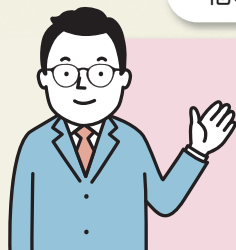


権利は好き勝手にすること?

権利が自由に意見を言ったり活動したりして良いことなら、何でも自分の好き勝手にして良いってこと?



他の人と意見が違ったら?



だれ誰かひとりだけが主張したら、他の誰かが我慢することになったり、みんなが好き勝手にしたら、けんかになったりしてしまいますよね。自分の権利だけでなく、他の人にも権利があることを忘れないことが大切です。

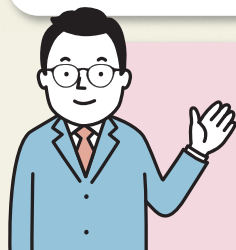
自分の意見を相手に伝え、相手の意見もよく聞き、話し合って決めたことをきちんと守ることで、お互いの権利が守られることになります。

自分の権利だけでなく、相手の権利も守ってあげられる人になれば素敵ですね。



子どもは何もできない?

「子どもにはわからない」「子どもにはできっこない」と言われたことがあって、悲しい気持ちになったよ。



確かに、おとなと比べて子どもは知らないことやできないことが多くあるかもしれませんが。

ですが、必ずしも、おとなが先回りしてすべてを決めたり、やってあげたりすることが良いこととは限りません。ヒントをあげたり、難しいところは手伝ってあげたりして、子どもが自分で考え、自分でできるようにサポートするのがおとなの役割です。

もし失敗してしまったとしても、なぜ失敗してしまったのか、次はどのように成功するか、一緒に考えましょう。



みんなの役割

子どもの権利を守るためには、子どもの周りにいるおとなたちがそれぞれの役割を担い、協力して子どもを見守り、支えることが大切です。

保護者や家族

子どもの気持ちに寄り添い、深い愛情で守り育てます。

子どもが社会の中で生きていくために必要な力を身につけることができる環境をつくれます。



地域住民

市民や市内で活動する人

子どもが健やかに育つことができるように協力します。



子ども

自分の権利も
友達の権利も
大切にします。

事業者

お店や会社の人

子どもの保護者や家庭にとって子育てしやすい環境をつくれます。

学校など

学校、認定こども園、幼稚園や保育園など

子どもが友達と過ごしたり、いろいろな経験や勉強をしたりして、豊かな心と思いやりのある、たくましい人に成長できるような場をつくれます。子どもが安心して学べる環境をつくれます。

市

市役所や市の施設

子どもに関わる人たちと協力し、子どもの成長や子育てを支援する取組などを計画的に行います。



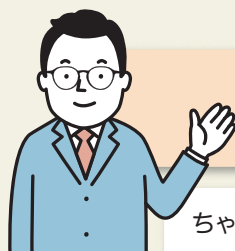
参加する権利

(子どもの意見表明や参加)

第6条 市は、子どもが自分の意見を表す機会や子どもがまちづくりや地域活動に参加できる機会をつくとともに、子どもが主体的に行う活動を支援します。

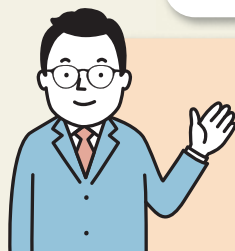
子どもは、自由に自分の意見や気持ちを伝えることができます。そして、その意見や気持ちを周りの人やおとなたちに大切に受け止めてもらうことができます。

子どもは、まちづくりや地域活動に参加することができます。そして、そのために必要な機会や情報を提供してもらうことができます。



みなさんは、普段から言いたいことや自分の気持ちを周りの人やおとなに伝えられていますか？

ちゃんと聞いてもらえないかもと思って言えないことがあるよ。



子どもにとって最も良いことを決めるには、みなさんの意見が重要です。

意見を聞いた後は、「その意見をどう取り入れたのか」あるいは「なぜ取り入れられなかったのか」をきちんと説明します。

ですから、どんなことでも安心して伝えてください。



そのためには、わたしたちおとなも、子どもの話をよく聞いて、しっかり受け止める姿勢が大切ですね。

それに、正しい情報や、子どもでも意見を言える場所と機会も必要だね。



上手く伝えられないと思ったら

周りの人やおとなに自分の意見や気持ちを上手く伝えられなかった経験はありますか？どうして伝えられなかったのかな？

伝えたいことがよくわからない？

感じたことや、やりたいことを思いつくまに全部書き出してから整理してみよう。イラストでも良いし、スマホのメモ帳でも良いです。



よく知らないから意見が言えない？

本やインターネットで調べたり、詳しい人に聞いたりしてみよう。どんな立場の人が書いたり話したりした内容なのかも気にして、いろいろな側面から見るとより正確に知ることができます。

ひとりでは自信がない？

同じ考えを持っている人と一緒にやってみよう。ひとりで伝えるときより、いろいろな方法で伝えることができるかも。



ポイント

- 子どもも、一人ひとりが四街道市や社会をつくる大切なメンバーです。
- 市に意見や要望を伝えることができる制度もあります。みなさんの将来を一緒につくるために、ぜひ、活用してください。

四街道市の取組

- 「四街道市子ども計画(仮称)」のための意見募集
「四街道市子ども計画(仮称)」を決定したり、変更したりするときには、子どもたちに意見を聞き、計画に取り入れ、意見をどのように扱ったかを公表します。
- 市民参加手続
市が重要な決定などをするときには、市民などの意見を聞くことが決められています。参加できる市民などに年齢制限はないため、子どもでも意見を伝えることができます。

※「四街道市子ども計画(仮称)」とは、子どもに関する市の取組をまとめ、達成状況を管理するための計画です。令和7年度から開始する予定で、それまでは「四街道市子どもプラン」という計画で管理しています。

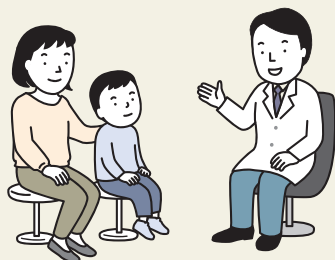
生きる権利

(子どもの安全と健康)

第7条 市は、子どもが安全で良好な環境かんきようのなかで、心もからだも健康に生活できるよう努めます。

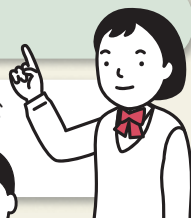
子どもは、平和で安全な環境かんきようのなかで、安心して生きていくことができます。病気や怪我けがをしたら、必要な治療ちりようを受けることができます。

市は、子どもが事故や事件、犯罪などにあうことがないように対策します。



みなさんは、どんな四街道市に住みたいですか？

平和で、犯罪や事故のない安全な四街道市が良いな。



それに、病気や怪我けがをしたら、きちんとした治療ちりようを受けられるように、病院に行きやすいと安心だな。



この中で、「生きる権利」に関係すると思うものは？

- A 文化祭の出し物を決めるために話し合うこと
- B 具合が悪いときに病院に行くこと
- C 嫌いやなことをされたときにおとなに相談すること
- D 公園で遊ぶこと



答えは9ページの下部へ

ポイント

- 子どもが心も身体も健康に生活できる環境をつくるのは、おとなの責任です。
- 危険なことから自分の身を守るために、交通安全教室や避難訓練、不審者対応訓練などで学んだことを復習しておきましょう。



四街道市の取組

●不審者情報の提供

警察と連携して不審者情報を学校に伝えること、「青パト」で通学路の危険箇所を見回ること、「よめーる」で市民に情報発信することなどをしています。

●こども110番の家

子どもが危険を感じたときや、犯罪にあいそうになったときに逃げ込める場所です。玄関などに「こども110番の家」のプレートが付いていますので、通学路や遊び場の近くにあるか探してみましょう。

このプレートが目印!→



●情報モラル教育の充実強化

最近ではSNSを使った犯罪も増えています。正しい情報の扱い方を教えられるよう、先生向けの情報教育研修会を行っています。

●子ども医療費対策事業、高校生等医療費対策事業

子どもが適切に病気や怪我の治療を受けることができるように、18歳(高校3年生相当)までの子どもに医療受給券を発行し、医療費を補助しています。

※「青パト」とは、「青色防犯パトロール」の略称で、警察から証明を受けて、青色の回転灯を点灯させながら行う地域の自主防犯パトロール活動のことです。

※「よめーる」とは、登録されたメールアドレスに四街道市のお知らせなどをメールで配信するサービスのことです。

8ページの答え…B(Aは6ページ、Cは10ページ、Dは13ページを見てください。)

守られる権利

(虐待やいじめへの対応)

- 第8条 市は、子どもが虐待やいじめなどを受けることがないように、予防や早期発見に努めます。
- 2 市は、子どもが虐待やいじめにあつたことを知ったときは、子どもを守るために適切に対応します。

子どもは、どんな理由があつても、差別されたり、暴力やひどい言葉で傷つけられたりすることがあつてはいけません。

市や学校、おとなたちは、子どもを虐待やいじめなどから守ります。もし、被害を受けている子どもに気付いたときは、速やかに対応します。



いじめ

みなさんは、「いじめ」と聞くと、どのようなことを思い浮かべますか？けつたり、たたいたりして相手を傷つけることや、嫌がることをするのはいじめだとすぐに気づくと思います。では、次のような場面はどうでしょうか。



Aさんはクラスで「いじられキャラ」と呼ばれていて、何人かのクラスメイトは、からかったりばかにしたり、軽く小突いたりしています。本人も笑っていて、気にしていないように見えますが…。

Aさんは本当に気にしていないのかな？どう思っているのかな？

.....

.....

.....



クラス対抗リレーでBさんが転んでしまい、それが原因で最下位になってしまいました。その後、SNSにBさんを非難する書き込みがされていて、たくさんのクラスメイトが「いいね」をしていました。

クラスメイトたちはなぜ書き込みに「いいね」をしたのかな？

Bさんが書き込みやみんなの「いいね」を見たらどう思うかな？

AさんやBさんのケースは「いじめ」になると思う？
なぜ、そう思うのかな？



心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)で、相手が心身の苦痛を感じているものはいじめにあたります。

自分にはそのつもりがなくても、気付かないうちにいじめになっていることもあるのです。「みんながしているから」「嫌がっているようには見えないから」「相手が悪いと思うから」「大したことじゃないから」という考えは、相手の気持ちに気がつくことができず、いじめをしているという自覚を持ちにくくさせてしまいます。

どんなときも、自分の気持ちだけでなく、周りの人の話だけでもなく、相手の立場や気持ちをよく考えることが大切です。

ぎゃくたい 虐待・体罰

では、次のようなことはどうでしょうか。

しつけと言ってたたかれる…。
テストで良い点を取れないとごはんが^ぬ抜きになる…。
いつもきょうだいと比べられてつらい…。
家でお父さんとお母さんがけんかしていて怖い…。
部活動の練習でコーチにどなられる…。



子どもが傷つくことを言うこと、^{たいばつ}体罰や^{めんどう}暴力、^{ぎゃくたい}面倒を見ないことなどは虐待にあたり、子どもの権利を守らない^{こうい}行為です。

話してください

いじめや虐待を受けたとき、ひとりで解決することは簡単なことではありません。そんなときは、15ページにあるような窓口で相談してください。

打ち明けるのには勇気がいるかもしれませんが、おとなたちはあなたの話を聞きたい、力になりたいと思っています。



ポイント

- ^{ぎゃくたい}虐待やいじめは、子どもの心と身体を深く傷つけ、^{えい きょう}人格形成にも影響します。将来にわたって長く苦しめ、命にも関わる場合があります。^{ぎゃくたい}虐待やいじめは決して許されないことです。
- つらく苦しい気持ちのときは、逃げて良いのです。自分を守ることを一番に考え、おとなや相談窓口をどうか^{たよ}頼ってください。

四街道市の取組

● 相談窓口の設置

市役所や教育委員会に、^{ぎゃくたい}虐待やいじめなどの相談ができる窓口を設置しています。話を聞いて、必要なときは会いに行き、学校や警察と^{れんけい}連携して対策をします。

育つ権利

(子どもの居場所)

第9条 市は、子どもが安心して過ごし、遊んだり、活動したりできる場所や、困ったときや助けが必要なときに相談できる場所をつくります。

子どもは、休んだり、遊んだり、好きな活動をしたりしながら、自分らしく成長することができます。そして、そのために必要な場所や機会を提供してもらうことができます。

市は、子どもが安心して過ごすことができ、困ったときや助けが必要なときに相談できる「居場所」をつくります。



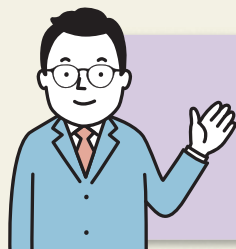
みなさんは、普段は^{ふだん}どんなところで過ごすことが多いですか？

自分の家と学校が一番多いけど、放課後は友達と児童センターに行くこともあるよ。



私は、夏休みはひとりで図書館に行って勉強しているよ。

ぼくは、プレーパークでプレーワーカーさんと話したり、遊んだりするのが好きなんだ。



他にも、安くご飯を食べられる「子ども食堂」という場所もあります。



ぼくの家付近にもある！
今度行ってみようかな。



居場所

市内には、いろいろな子どもの居場所があります。

児童センター

図書館

公民館

学校

家

プレーパーク

公園

子ども食堂



あなたにとって、「自分らしくいられる場所」「居心地の良い場所」はどこですか？
「こんな居場所があったら良いな」と思う場所でも良いです。
思い浮かんだ居場所が、どんなところか書いてみよう。

.....

.....

ポイント

- 「居場所」とは、子どもが自由に安心して過ごすことができる場所のことです。ひとりで過ごしたり、友達と一緒に過ごしたり…。遊んだり、勉強したり、ぼーっと過ごしたり…。困ったときや悩んだとき、助けが必要なときに頼れる場所でもあります。

四街道市の取組

● 子どもの居場所づくりへの支援

地区社会福祉協議会及び市民活動団体などによる、子ども食堂や居場所づくりの活動を支援します。

※「地区社会福祉協議会」とは、地域住民同士が地区の生活・福祉の課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、解決するための活動をしている組織のことです。

子どもの相談窓口

～困ったときや悩んだときは～

困ったときや悩んだとき、誰かに話を聞いてほしいときは次のようなところに電話してみてください。★がついている番号は電話代がかかりません。

家庭児童相談室 (子育て支援課)

家庭の問題、心や身体の発達、
学校生活、いじめ、虐待など

☎043-423-0783

☎043-388-8100

- 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
- 9時～17時

青少年育成センター

親子関係、しつけ、不登校、いじめ、
非行など

☎0120-423-006★

☎043-421-7867

- 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
 - 9時～17時
- スクールカウンセラー
への相談は各学校へ。

チャイルドライン

18歳までの子どもの相談。気持ちを
をきいてほしい、どんなことでも

☎0120-99-7777★

- 毎日(年末年始を除く)
 - 16時～21時
- チャット・「ネットでんわ」アプリでも
つながれます。



こどもの人権110番

いじめ、家庭の問題、学校生活など

☎0120-007-110★

- 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
- 8時30分～17時15分

メール・LINE相談も
できます。



千葉県子どもと親のサポートセンター

学校生活、心や身体、進路や適性、子どものSOS全般

☎0120-415-446★ (子サポフリーダイヤル)

☎0120-0-78310★ (24時間子供SOSダイヤル)

- 毎日 ●24時間
- SNS相談・メール相談もできます。
「ワンストップ・オンライン相談」が
令和6年4月からスタートします。
子サポホームページからの予約制
になります。



子サポホームページ



SNS相談@ちば

令和6年3月発行

編集・発行

四街道市健康こども部子育て支援課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地(四街道市役所)

TEL 043-421-6124 FAX 043-424-2011